

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成19年10月25日(2007.10.25)

【公表番号】特表2004-533551(P2004-533551A)

【公表日】平成16年11月4日(2004.11.4)

【年通号数】公開・登録公報2004-043

【出願番号】特願2002-587681(P2002-587681)

【国際特許分類】

D 0 1 F 9/00 (2006.01)

D 0 1 F 6/92 (2006.01)

D 0 4 H 1/42 (2006.01)

【F I】

D 0 1 F 9/00 Z B P Z

D 0 1 F 6/92 3 0 7 Z

D 0 4 H 1/42 P

D 0 4 H 1/42 X

【誤訳訂正書】

【提出日】平成19年9月7日(2007.9.7)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a . 非構造化されたデンプン、

b . 10,000 g/mol ~ 400,000 g/mol の分子量を有する生分解性熱可塑性ポリマー、及び

c . 可塑剤

を含む組成物を溶融紡糸することにより製造され、該組成物中が1%未満の遊離水を有することを特徴とする、環境で分解可能な高度に細長化された纖維。

【請求項2】

a . 5% ~ 80% の非構造化されたデンプン、

b . 10,000 g/mol ~ 400,000 g/mol の分子量を有する、15% ~ 90% の生分解性熱可塑性ポリマー、及び

c . 2% ~ 70% の可塑剤

を含む組成物を溶融紡糸することにより製造される、環境で分解可能な高度に細長化された纖維であって、

該組成物中が1%未満の遊離水を有し、および

前記環境で分解可能な高度に細長化された纖維中のデンプンマトリックス内で熱可塑性ポリマー微細纖維が形成されることを特徴とする環境で分解可能な高度に細長化された纖維。

【請求項3】

2以上の生分解性で熱可塑性のポリマーが存在することを特徴とする請求項1又は2に記載の高度に細長化された纖維。

【請求項4】

前記生分解性で熱可塑性のポリマーが、160 ~ 175 の融解温度を有する結晶可能なポリ乳酸のホモポリマー又はコポリマーであることを特徴とする請求項1又は2に記

載の高度に細長化された纖維。

【請求項 5】

第一の生分解性で熱可塑性のポリマーが、160～175の融解温度を有する結晶可能なポリ乳酸のホモポリマー又はコポリマーであり、第二の生分解性で熱可塑性のポリマーが、前記第一のポリ乳酸より低い結晶化度及び融解温度を有する別のポリ乳酸であることを特徴とする請求項1又は2に記載の高度に細長化された纖維。

【請求項 6】

前記纖維が200μm未満の直径を有することを特徴とする請求項1又は2に記載の高度に細長化された纖維。

【請求項 7】

請求項1又は2に記載の高度に細長化された纖維を含むことを特徴とする不織布ウェブ。

【請求項 8】

請求項7に記載の高度に細長化された纖維が、他の合成纖維又は天然纖維とブレンドされ、互いに結合されることを特徴とする不織布ウェブ。

【請求項 9】

非構造化されたデンプン、10,000g/mol～400,000g/molの分子量を有する生分解性熱可塑性ポリマー、及び可塑剤を含む環境で分解可能な高度に細長化された纖維を含むことを特徴とする不織布ウェブ。

【請求項 10】

請求項7又は9に記載の不織布ウェブを含むことを特徴とする使い捨て物品。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0034

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0034】

使用される具体的なポリマー、プロセス、及び纖維の最終用途によっては、2以上のポリマーが望ましい場合がある。2つの異なるポリマーを使用するのが好ましい。例えば、約160～約175の融点を有する結晶可能なポリ乳酸が使用される場合、他のポリ乳酸よりも低い融点及び低い結晶化度及び/又はより高いコポリマー濃度を有する第2のポリ乳酸を使用してもよい。あるいは、脂肪族芳香族ポリエステルを結晶可能なポリ乳酸とともに使用してもよい。2つのポリマーが望ましい場合、ポリマーは化学的立体特異性について、又は分子量についてだけ異なる必要がある。